

個人市・府民税(住民税)の申告受付会場のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来所を控えていただき、送付または大阪市行政オンラインシステムによる申告をお願いします。なお、申告書は源泉徴収票などをもとに大阪市ホームページで作成いただけます。

【申告方法[3月15日(火)まで受付中]

①送付

申告書に記載のうえ、添付書類とともに市税事務所あて送付してください。

②大阪市行政オンラインシステム

令和3年中に収入がない方、または令和3年中に収入があり給与所得・雑所得(公的年金等・業務・その他)の申告のみの方は大阪市行政オンラインシステムにより必要事項を選択入力して申告してください。

③受付窓口(土・日・祝休日を除く)

※ご注意:受付期間の最初・最後の1週間や午前9時台は混雑が予想されます。
※鶴見区役所の申告会場は、個人市・府民税(住民税)の申告相談に限らせていただき、所得税確定申告書については提出(預かり)のみといたします。

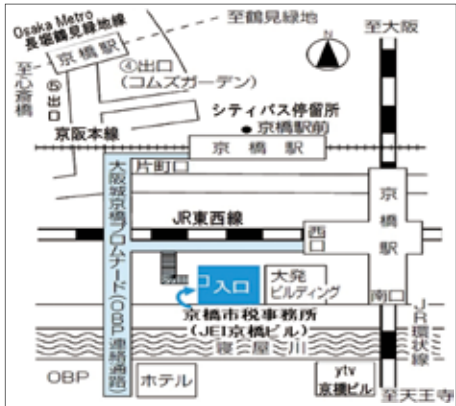
●京橋市税事務所

2月4日(金)～3月15日(火)
月曜日～木曜日9時～17時30分、
金曜日9時～19時

●鶴見区役所 3階302会議室

2月16日(水)～3月15日(火)
月曜日～金曜日9時～11時30分／13時～16時

問合せ 京橋市税事務所市民税等グループ
(個人市民税担当)
☎4801-2953 FAX4801-2871



(所得税)確定申告会場・無料相談会場のご案内

確定申告会場

城東税務署(城東区中央2-14-29)

- 京阪本線「野江駅」徒歩約5分
- Osaka Metro今里筋線・長堀鶴見緑地線「蒲生四丁目駅」徒歩約10分
- JRおおさか東線「JR野江駅」徒歩約6分

受付日時 2月16日(水)～3月15日(火) ※土・日・祝日を除く
9時15分～16時(8時30分～受付)

※入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は当日会場で配付するほか、オンラインによる事前発行(LINE)も行います。「入場整理券」がなくなり次第、受付終了します。



事前発行

税理士による無料相談会場 (近畿税理士会城東支部主催)

城東区民センター4階会議室(城東区役所内) (城東区中央3-5-45)

- 京阪本線「野江駅」徒歩約8分
- Osaka Metro今里筋線・長堀鶴見緑地線「蒲生四丁目駅」徒歩約5分

受付日時 2月1日(火)、7日(月)、8日(火)、9日(水)
9時45分～15時(12時～13時は休憩時間)

※受付にて整理券を発行します。その際、検温、氏名、連絡先、体調チェック表の記入をお願いします。整理券がなくなり次第、受付終了します。

■注意事項

- ※申告会場へは医療費の明細書や収支内訳書等は、ご自宅ですべて記入のうえ、来場願います。
- ※税理士による無料相談会場では、譲渡所得(損益通算を含む)、贈与税、相続税の申告相談は行っておりません。
- ※ご来場の際はマスクを着用し、筆記用具、計算器具を必ず持参してお越しください。会場ではご用意しておりません。

問合せ 城東税務署 ☎6932-1271



介護サービス利用にかかる医療費控除について

医療系を中心とした介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、所得税の確定申告を行うと医療費控除の対象となる場合があります。申告には「領収証」が必要です。

施設サービスの利用者負担額

- ①介護療養型医療施設
 - ②介護老人保健施設
 - ③介護老人福祉施設
 - ④介護医療院
- ※左記①～④の利用料・居住費・食費の利用者負担額(ただし③は1/2相当額)

居宅サービスの利用者負担額

- ①医療系サービスの利用者負担額(訪問看護・通所リハビリテーションなど)
 - ②福祉系サービスの利用者負担額(生活援助中心型を除く訪問介護・通所介護など)
- ※福祉系サービスは、医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。

介護福祉士等による喀痰吸引等が行われたとき

本来医療費控除の対象とならない介護サービスであっても、介護福祉士による喀痰吸引・経管栄養が行われたときは、当該居宅サービス等にかかる自己負担額の1/10が対象。

おむつ代

おむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、要介護認定を受けおむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師の証明に代わる「確認書」の交付を下記の介護保険窓口で受けることができる場合があります。

障がい者控除対象者認定書

身体障がい者手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上で、ねたきりの方または認知症の方で、その程度が身体障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、申請により交付を受けることができます。

※要介護認定もしくは指定医師による診断書等が必要です。
※認定書を提示し、所得税の確定申告や個人市・府民税の申告をすることにより税法上の「障がい者控除」の適用を受けることができます。

問合せ 保健福祉課(高齢者支援) 1階⑩番
☎6915-9859

2月

無料相談のお知らせ

対象 大阪市民

②不動産相談③司法書士相談は、大阪市行政オンラインシステムから予約できます。
定員 各2名(先着順) 申込期間 毎月1日から相談日4日前まで



	相談名	日時	申込方法	場所
①	法律相談 予約制 【毎月第2・4金曜日】 ※2月は振替となります。	2月4日(金)※・25日(金) 13時～17時	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※16名(先着順)(1人30分以内)	鶴見区役所3階 相談室 ※電話がたいへん 混み合い、つなが りにくい場合があ ります。 ※換気のため、扉と 窓を開けて相談 業務を行っています。
②	不動産相談 予約制 【毎月第2火曜日】	2月8日(火) 13時～16時	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※6名(先着順)(1人30分以内)	
③	司法書士相談 予約制 (相続・贈与、会社・法人の登記、 成年後見など) 【毎月第3水曜日】	2月16日(水) 13時～16時	当日9時～電話にて受付 (専用☎6915-9954) ※8名(先着順)(1人45分以内)	
④	行政に関する相談 【毎月第4金曜日】	2月25日(金) 14時～16時	当日会場にて受付	
⑤	花と緑の相談 【毎月第2水曜日】	中止 今回は3月9日(水)の予定です。	当日会場にて受付	鶴見区役所 1階ロビー
⑥	ごみの相談・フードドライブ 【毎月第3火曜日】 保存食品の受取窓口	2月15日(火) 14時～16時	当日会場にて受付 ※保存食品は14時以降受付。	
⑦	こころの相談 予約制 (精神科医)	2月18日(金) 14時30分～16時 2月25日(金) 14時～15時30分	本人(鶴見区民)およびご家族 からの相談も可能です。電話 (☎6915-9968)、窓口にて事前 にご予約ください。※2名(先着順)	鶴見区役所1階 ①番窓口
⑧	人権相談 一部予約制 (いじめ、差別、虐待、セクハラ、DVなど)	【平日】9時～21時 【日・祝】9時～17時30分 ※土曜日は休みですが電子メールに よる相談は受け付けています。	専門相談員が電話(専用☎6532-7830)、FAX、手紙、 メール、面談で相談を受付 ※通話料は自己負担 区役所で面談をご希望の場合は事前 に専用番号までご予約ください。	大阪市総合コールセンター「なにわコール」 (☎4301-7285) ※マスク着用の徹底をお願いします。マスク未着用の場合、 入室をお断りします。
⑨	日曜法律相談 予約制	2月27日(日) 淀川区役所・西成区役所		

問合せ ① 総務課(政策推進)4階④番
② ☎6915-9683
③
④

⑤ 鶴見緑地公園事務所 ☎6912-0650 FAX6913-6804
⑥ 城北環境事業センター ☎6913-3960 FAX6913-3674
⑦ 保健福祉課(保健活動) ☎6915-9968
⑧ 大阪市人権啓発・相談センター 西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階



⑥ フードドライブは、ご家庭で余っている保存食品を寄付していただき、必要としている施設や団体にお届けする活動です。ご協力よろしくお願いします。